

フォルテ フットボール アカデミー  
FORTE Football Academy 規約

(名称・事務局)

第1条 当アカデミーは、正式名称「FORTE Football Academy」とし、略称を「FORTE」とする。事務局は代表者宅に置く。

(趣旨・目的)

第2条 当アカデミーは、サッカー競技の普及・発展と正しい・技術戦術の習得、バランスの良い身体能力の向上を図ると共に、地域社会に密着した地域スポーツの振興・発展並びに青少年の健全な心身の育成に寄与しながら、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織・活動)

第3条 当アカデミーは、自由参加の下、幼児・小学生・中学生クラスを保有し、サッカーを中心に活動する。当アカデミーの目的達成に必要な活動を行う。

(入会・休会・退会)

第4条 入会は、本人、保護者が当クラブの趣旨・目的及び指導方針に賛同した者で健全な幼児・小学生・中学生であることを入会資格とし、入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入の上、捺印しなければならない。また、その保護者は、「育成会」に加入しなければならない。

(会費)

第5条 当アカデミーの会員は、別に定めた規定による会費を毎月指定した方法により納入しなければならない。

(変更届)

第6条 会員は、住所、電話番号等、必要事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局まで連絡しなければならない。

(健康管理)

第7条 当アカデミーは参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って、管理するものとする。

(除名・退会)

第8条 当アカデミーは規約や規律に違反したり、会員または保護者としてふさわしくない行為をとったりした者については、通達後、退会させることがある。

(事故・責任・保険)

第9条 練習、試合及びその他の活動中における傷害事故については、当アカデミーが応急処置を行うが、その後の処置については保護者が責任を負うものとし、また、盗難事故においても当アカデミーは一切の責任を負わない。ただし、会員は入会時にスポーツ安全保険に加入し、その保障の範囲に関して受ける権利を有するものとする。

(その他)

第10条 この規約について、必要な細則は別にこれを定める。

附則 この規約は、2009年8月2日より施行する。

この規約は、2014年4月1日より改正する。